令和6年第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月5日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

議案第1号

非農地証明願について

議案第2号

非農地判断の取消について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一2番 後藤 利夫3番 彌田 和好4番 齊藤 孝一5番 久恒 美千代6番 星野 賢一7番 小畑 義宏※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 1名 東山1地区 大野 基

出席職員

 事務局長 岩男 涼子

 主
 査 吉岡 千紘

局長補佐兼係長 中川 朋美

午後2時00分開会

(局長)

皆さま、こんにちは。

総会の開催にあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和6年第7回別府市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。田植えも終わって落ち着いた頃だと思いますが、今年の夏も 非常に暑くなりそうだと言われております。今日ここに来る前に堀田のいもの植え付 けを見てきましたが、定着して元気よさそうに今から伸びてくるのではないかなと思 いました。それと、関係者の方々最近農業相談が多くて、皆さん行ったり来たりだと思 うのですが、大変お疲れ様です。

7月25日(木)には、県内視察も予定されていますので、暑さ対策・体調管理には十分気をつけていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますの で、よろしくお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろし くお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、 事前に皆さんに送付しておりますので、審議が必要なものについては事務局からの 説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しい説明を求めたいと 思います。 それでは議事に入ります。議案第1号「非農地証明願について」申請番号1番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

事務局。それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 申請 人 別府市の方 農振農用地区域外、申請の土地 大字鶴見、原野、現況 山林、2,063 ㎡ です。申請地の状況は山林、 理由、親の代(昭和 42 年頃)から耕作していない、です。総会資料をご覧ください。1ページが非農地証明願い、議案と重複するので説明は省略します。2ページが字図、3ページが位置図、それぞれピンクのマーカーで印をつけているところが申請された筆です。4ページが航空写真、中央赤の円で囲った部分が申請された筆です。5ページが3番委員、中部地区推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。では、担当の中部地区の3番委員さんから補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

先日、中部地区推進委員と現地に行ってきました。周りは、ほとんど住宅街で、この 土地は 40 年以上耕作されていないということで大きな木もたくさん生えていて非農 地でも仕様がないのかなと思いました。以上です。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見・ご 質問があれば、お受けいたします。

(7番委員)

確認なんですがこれは、山林として維持していきたいということですか。

(3番委員)

ここは、地目は農地でな。

(事務局)

ここは、地目は原野になるんですが、開拓原野で大字鶴見の一部などは農地扱いとなるところになっています。このままで使われるんですけれども、行く行くは売買をするかもしれないので、農地ではない方が今後権利移動をされる時に楽だということで地目を変えたいので、今回非農地証明願を出したということです。

(7番委員)

地目を山林にするということですね。

(事務局)

地目は法務局が決めるので、何とも言えないです。

(7番委員)

原野だけど、現況は山林です、ということですね。地目は法務局が決めると。

(議長)

開拓農地っていうのがなんかあったな。

(事務局)

いくつか、大字鶴見の一部、原野なんだけれど農地扱いというか、古賀原とかはそうなんですが、残っています。

(議長)

除去されるんかな。

(事務局)

農地からは外れますので、売買するときは関係なくなります。

(議長)

ほかにご意見ご質問ございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見ご質問もないようであります。

議案第1号 非農地証明願について、申請番号1番を許可することに、ご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしまし

た。

続きまして議案第2号、「非農地判断の取消について、番号 710 番、事務局の説明を求めます。

(事務局)

事務局。それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号 番号 710 土地の所在 大字内成 字タロヲマル、登記地目 畑、72㎡、昨年度非農地判断をした土地です。こちらは、先日、都市整備課 地籍調査係が地籍調査を行った際に、本市が利用する字図・航空写真と現地にズレがあることが判明したため、現況に合わせ、非農地判断の取消をお諮りするものです。

当該土地は、1902-1 現況田 に隣接している土地ですが、現存の字図と現地にはズレがあり、実際は1902-1と1907-1の 2 筆で1枚の田であるとの報告がありました。

資料の6ページが航空写真で、本市が利用する字図が重なっています。7ページが 地籍調査後の地図、いずれはこちらのほうに字図が修正されるそうです。8ページが 2番委員、内成地区推進委員に現地確認していただいた時の写真です。

非農地判断取消後は、都市整備課が地籍調査の結果を踏まえ、字図等の訂正を 行う予定でありますが、訂正までにかなり時間がかかるみたいです。以上でございま す。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、担当の内成地区の2番委員さんから補足説明をお願いいたします。

(後藤委員)

はい。6月 23 日に内成地区の推進委員と現地に行きました。ここの田は昔、3 枚か4 枚あって、それを工事整備して1 枚にしました。その中の一部が該当の土地で、現況も7 ページの写真のとおりと思われますが、ここの住民も良く覚えていないし親も亡くなっていて多分そうだろうということでした。隣の竹やぶは別人の持ち物なので、そこまでいくことはないと思います。

(議長)

ただいま、2番委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご意見等もないようであります。

議案第2号 非農地証明判断について、710番の許可を取り消すことに、ご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。議案第2号 番号710番の許可を取り消すことに決定いたしました。続きまして、報告第1号(1)農地法第3条の3の規定による届、1番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、1番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から6番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。最後に、報告第2号 開発行為事前協議申入 等に対する協議結果の報告について、1番について、何かご質問等があれば、お受け いたします。

(7番委員)

「事務局の所見」で、周辺に農地があるか確認し、というのは実際はどうなんですかね。あるんですか、ないんですか。結局ここではこういう風に大体今までずっと昔か

ら書かれているんですけれども、ホテル側に周りを確認して、周りの農地があるのか影響があるのかどうか確認してくださいということなんですけれど、実際にあった場合、本当に周りの農地を気にして建物を建てたりしているんでしょうかっていうのが心配でして。実際このホテルが建つところの周りには農地があるかわかりませんか。

(事務局)

今から確認してきてもよろしいでしょうか。

(議長)

確認してきてください。

(7番委員)

というのが、例えば民家を 1 軒建てますといって、それはいいでしょうといって、庭木をその人が植えて、10mとか 15mとかになって農地が日陰になるんですよ。そこまで、家を建てる人が気にしているかどうか、結局 20 年後に農地を持っている人がなんで日陰になってしまったんだろうといっても後の祭りでね。

(議長)

日照権の問題とかに絡んでくるんだと思いますけれど。

(7番委員)

うちもあるんですよ。冬に全く日が当たらない。11 月くらいから全く田んぼに日が当たらない。造成されてね。その造成したところも多分周りの農地に影響がないように開発するようにと書かれていたと思うんですよ。当時は、何もなかったからいいかもしれないけれど、今は15mくらいの竹があって冬場は全く日があたらない。今後、こういう風に書いて周りに農地がある場合、どこまで気にしているのかがとちょっと気になりました。

(6番委員)

多分これは、開発に関して、造成に関してそこら辺の工事の話だと思うんですよ。お そらくその後の話はお互いの話になってくるのではないかと思う。

(3番委員)

委員の農地が市街化区域なら、言えないのでは。

(7番委員)

市街化区域の農地は、壁を作って日が当たらなくなっても文句は言えないのか。

(2番委員)

そういう規制があるかどうかでは。

(7番委員)

都会でも良く聞くが、日照権とかがつきまとうのではないか。

(3番委員)

農振地域は、重きを置いていると思うが、市街化区域の農地はそういうのがないのでは。地区が市街化区域だが、まさにそうで、だから農地がなくなった。

(議長)

家がありました、ビルが建ちました、の時は日照権の計算があるんでしょう。

(3番委員)

そりゃよっぽど頭にくるよ。だけど、市街化区域は泣き寝入りするしかなかった。

(7番委員)

12月から2月に、正午になっても日が当たらない。

(3番委員)

農業委員会にそこまで権限がないのではないかな。

(議長)

開発の時に農業委員会の意見を聞くという根拠があるんかな。

(6番委員)

造成とかなると泥が流れてくると思うので、後のことではなくて、工事期間中のことではないかと思うんですけれど。その時の農業委員会からの意見を出しているのだと思いますので。

(事務局)

隣接する農地は1筆ありました。

(7番委員)

作物は作っているか。

(事務局)

地目しか確認できておりません。

1	辛兰	Ħ	١
(餓	乊	,

周辺に農地が1件あるということです。他にご意見・ご質問はないでしょうか。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後3時25分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長	会長
署名委員	6番委員
署名委員	7番委員